

議員定数及び長期欠席の取扱いに係る会津若松市議会の事例
（R7.5.19 視察結果概要）

I 議員定数のあり方について

まとめ

- ・議員定数の議論は、議会はどうあるべきか（議会のあり方＝議会活動のあり方）の議論と一体である。^{※1}
- ・具体的には、「どのように民意を市政に反映させるか」という視点に立ち、そのためには議会としてどう取り組むのか、その取組みを行うために必要な議員数をどう考えるかを検討した。
- ・また、市民との対話や議員間討議などの議会活動の充実が、議会に対する市民の信頼につながり、そうした信頼があるからこそ議員定数についても概ね理解が得られた。

※1 一般市民2名を交えて「会津若松市議会 議会制度検討委員会」を設置し、学識経験者に指導・助言を仰ぎながら“議会はどうあるべきか”を議論、その中で“議員定数はどうあるべきか”を議論し、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方 最終報告」を取りまとめた。

1 議会はどうあるべきか（議会活動のあり方）

(1) 議会活動において重視すべきもの

- ・すべての議会活動の根幹は、議会基本条例である。
- ・議会活動の中で最も大切なことは、議会としての「政策サイクル」を回すことであり、その起点は、市民との意見交換会^{※2}である。
- ・また、「政策サイクル」を回すためには、①議員間討議を重視すること、②決算審査と予算審査の連動、の2点が重要である。

※2 市民との意見交換会は、主権者である市民の声を聴き、意見交換することにより、市民の声を政策に活かすために設置したもの。予算決算委員会の分科会（＝常任委員会）単位で実施。

(2) 議会活動と議員定数の関係

- ・議会活動の範囲（公務）について、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方 最終報告」で、表1のとおり整理。

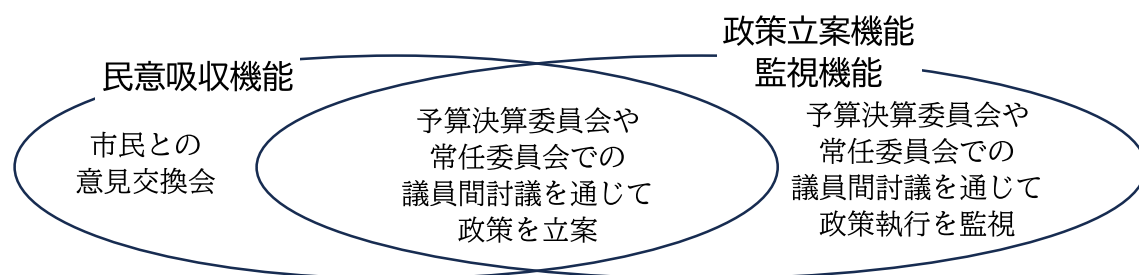
【表1】

会議・委員会	協議又は調整の場（主なもの）
本会議	議員全員協議会
常任委員会	各派代表者会議
特別委員会	広報広聴委員会
議会運営委員会	常任委員会協議会
議員派遣	政策討論会（4分科会，全体会，議会制度検討委員会） 市民との意見交換会（地区別，分野別）

- ・議会活動は、市民の中に入れば入るほど活動量が増える。
- ・しかし、市民福祉の向上のためにこうした活動をやっている、ということ
を市民に理解してもらえれば、“議会活動よくやっているよね”という評価になる。
- ・そうなれば、“適正な議員定数は維持しないといけないね”というように
市民に分かってもらえる。

2 議員定数はどうあるべきか（議員定数の考え方）

- ・議員定数を検討する前提は、①「議会の機能＝民意吸収機能＋監視機能＋政策立案機能」、②「議員間討議の重要性」の2点。



（図は、いわき市議会事務局作成。）

- ・民意吸収機能である市民との意見交換会や議員間討議、それらを通じた政策形成などが、常任委員会（＝予算決算委員会の分科会）を主体に行われること（＝委員会中心主義）を踏まえると、こうした議会活動の充実を図り、議会の機能を十分に発揮するためには、一つの常任委員会で7～8名の委員数が必要^{※3}。（会津若松市議会の場合、4常任委員会×7～8名＝28～32名）
- ・議員定数に関し、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方最終報告」を取りまとめる中で、学識経験者から受けた助言は次のとおり。

- ・議員定数だけ議論するのではなく、議会機能（＝議員定数、市民参加、議員・議会補佐機能）の全体で議論することが必要。
- ・人口規模で議員定数を決めることは破綻している。
- ・議員定数を考えるにあたり、議員の生命線は議員間討議ができることであり、その機能を適切に発揮させることが重要である。
- ・議員間討議ができる議員数が、議員定数の重要な基準となる。

※3 学識経験者からの助言によるもので、経験知。「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」（H31.3／全国町村議会議長会）でも、「討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい。（中略）これに委員会数を乗ずる数が定数となる。」とされている。

3 意見交換会を起点とした政策サイクルの実践による市民との信頼関係構築

(1) 初期の意見交換会での市民の反応

- ・市民との意見交換会で必ず言われたのは、報酬が高い、議員定数が多いというもの。

(2) 原因の分析とその対応

- ・こうした受け止めは、議会や議員の活動を分かってもらっていないから。
- ・そのため、議会活動を分かってもらうようにしたらいいのではないかと考えた。
- ・4回の定例会議を行えばいいという発想を変えなければならない、住民福祉の向上のために、市民の意見を聴く場を設けよう、さらに、住民の意見は聞きっぱなしで終わらないで政策に生かす場を設けようとなった。

(3) 意見交換会を起点とした政策サイクルの具体例とその効果

- ・具体例としては、「湊地区の給水施設等」など。
- ・この案件に関しては、市民との意見交換会で課題を把握した後、特別委員会を設置して決議を行い、結果的に執行機関を動かした。
- ・議会は、こうした経過と結果を市民に伝えることが重要。それまでは、「数字を決めた」と結果を伝えるだけだった。
- ・こうした議会活動を伝えることによって、市民に“議会ってこういうところなんだ。私たちのためにやってくれたんだね”と理解してもらえるようになった。

(4) 議員定数に対する市民の受け止め

- ・議員定数についても、「議会がしっかり話し合ってまとめたんだから、そういうことなんだね。」と理解を示してくれて、あまり意見はなかった。
- ・議会は、合議制の機関であるため、ある程度、議員の数がいないと活動できないし、執行機関とは異なる立場で、（ある意味、執行機関よりも）住民に寄り添った活動を行っている。
- ・こうした信頼関係を徐々にでも築くことができてきたお陰で、定数・報酬についても、議会の考えをより多くの方に理解していただけるように少しずつ変わってきた。

Ⅱ 長期欠席議員の報酬等の取扱いについて

1 経緯

(1) 発端（議員報酬の支給停止に係る条例の制定）

- ・議員の不祥事（H28.9）により長期間にわたって会議等を欠席する事案がきっかけ。
- ・当該事案に対応するため、まずは議員報酬の支給を停止する条例の制定を先行させた（H28.11.21「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を議決）。
- ・検討の過程では、全国市議会議長会の顧問弁護士に見解を求める※などした。

※当時、全国市議会議長会の顧問弁護士の見解は、「議員報酬は議長が支払っているのではなく、市長が支払っている。そのため、市長主導で条例を制定することも考えられる」というもの。

(2) 長期療養等により議員活動ができない事案に対応するための条例改正

- ・H28.11.21、議長から議会制度検討委員会に対し、「病気等のために長期にわたり議員活動が出来ない場合の議員報酬等の考え方について」調査研究を行うよう諮問。
- ・H29.9.20、「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の改正を議決。

2 基本的な考え方

- ・議員が議会活動を行わない以上、市民福祉の向上につながっていない。
- ・“だから報酬を減額するんです”ということを市民に説明する必要がある。

3 検討する中で確認した事項

(1) 議員報酬の性質

- ・非常勤特別職に対する報酬、一定の役務の対価として与えられる反対給付であること。

〈関連資料〉

- ・議員報酬について／廣瀬和彦」（東京都 HP より抜粋）のうち「議員報酬の意義と性質」を参照。

(2) 議員の職責

- ・会津若松市議会基本条例に規定する「議員の活動原則」（第3条）。

会津若松市議会基本条例

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

〈関連資料〉

- ・地方自治法及び市民とともに未来をひらくいわき市議会基本条例の規定（別紙）を参照。

(3) 議会活動の範囲

- ・「Ⅰ 議員定数のあり方について」の表1のとおり。

〈関連資料〉

- ・「議員報酬について／廣瀬和彦」（東京都 HP より抜粋）のうち「議員報酬減額の対象とする活動」を参照。

- ☞ (1)～(3)から、議員報酬は、議員が議会の職務を行うことに対して支給されるものなので、本会議や委員会などで審議・審査をやっていない以上、支給する必要がないと解釈される。

4 他市の事例を参考に検討した具体的項目

- (1) 条例の趣旨
- (2) 長期欠席の定義・理由
- (3) 欠席とみなす会議の範囲
- (4) 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無
- (5) 減額開始となる日数と減額率
- (6) 期末手当の取扱い
- (7) 適用除外の考え方
- (8) 委任
- (9) その他疑義の取扱い

5 検討の中で留意した点

- ・議員を専業としている者が病気のため長期欠席する場合、議員報酬は、医療費の支払い等、実態として生活を維持するという側面もあるため、全額停止するわけにはいかないのではないか。
- ・他市議会で、海外へ逃亡している議員に対して報酬が支給されていた事例があったことから、欠席の届け出は誰が行うのか（届け出については、このほか議員が単身の場合への対応も必要と考えられる）。

6 その他

○ 逮捕等の場合の議員報酬の取扱い

- ・逮捕による議員報酬の支給停止について、逮捕時点では起訴・不起訴や有罪・無罪が確定していないが、逮捕後、直ちに全額支給停止とし、無罪が確定した場合には遡って支給するとしている。（全国市議会議長会の顧問弁護士にも見解を求めたほか、執行機関側の法制執務担当にも相談した。）

○ 適用除外について

- ・「公務上の災害」と「出産」に準ずると議長が認める場合は減額しない旨の規定は、専門家の意見も踏まえ、想定外の事案に対応するために設けたもの。